

平成 29 年度入学試験問題 民事訴訟法 出題趣旨

今年の問題は、弁論主義、処分権主義及び既判力に関する基本的な理解を問う問題である。(1) は、①権利濫用という一般条項の主張について自白（権利自白）が成立するか、②立退料の支払について原告の主張なしに裁判所が判断できるかについて、弁論主義及び処分権主義の観点から論述することを求めている。いずれも基本的な概念の簡単な応用問題である。(2) は、将来給付の判決に関して、その基礎事情が変動した場合の判決効（既判力）の範囲について論述することを求めている。リーディング・ケースの理解を問うものであるが、判例を知らなくても、基本的な既判力の理解を展開すれば十分な答案となる。基本的な知識の確実な習得とその論理的な展開の能力の涵養が期待される。